

2019年社会教育研究の動向

北海道大学大学院

内田弘・大津恵実・木下卓弥・蔡越先・澁江孟・春原昭弘・
趙文翊・長谷川実・平子裕・本間康子・李錦・劉錦・若杉鉄夫

はじめに

本稿は、2019年1月から12月までに発表された社会教育学会員の研究成果に基づいてその動向をまとめたものである。

執筆にあたって、国立国会図書館蔵書検索等の論文検索システムを用いて、全学会員の執筆した研究論文から社会教育研究領域に関するものを中心に整理したが、紙幅の都合上、すべての論考を取り上げることは出来なかった。

本文中では、日本社会教育学会編『日本の社会教育』（東洋館出版社）を『年報』、日本社会教育学会『社会教育学研究』を『紀要』、『月刊社会教育』（国土社）を『月刊』、『社会教育』（日本青年館）を『社会教育』と略記する。学会・大会等の機関誌については、書誌題目から特定しうる範囲で発行者名の一部または全部を省いて記す。

2019年に蓄積された社会教育研究の動向と特徴として、第1に社会教育の価値を地域・文化・生活の側面から捉え直そうとする取り組みが見られたことである。プロジェクト研究の成果である『地域づくりと社会教育的価値の創造』（『年報』第63集）を中心に、理論・歴史・実践研究それぞれにおいて議論が進められた。

社会教育の価値をテーマとして日本社会教育学会から刊行されるのは2004年の『現代的人権と社会教育の価値（講座 現代社会教育の理論）』（東洋館出版社）以来である。グローバル化や社会的排除など社会が不安定化する今日の状況の中で社会教育の現代的価値と可能性が改めて問われている。

第2に、社会教育法制定70年を迎え、その歴史を振り返りつつ、今後の課題や社会教育固有の価値について論考を深める研究が多く見られた。ま

た、「第9次地方分権一括法」の成立や2020年4月に「社会教育士」が新設されることを受けて、社会教育施設や社会教育職員の現代的役割について議論が深められた。

以下では、①理論研究、②歴史研究、③社会教育行政に関する研究、④実践研究、⑤国際・多文化共生研究という5つの枠組みから社会教育研究の動向を捉えていく。

1. 理論研究

今期の理論研究では、まず地域における暮らしの思想や文化に着目し、地域概念を問い直す研究に進展が見られた。

宮崎隆志「暮らしの思想の生成論理—地域社会教育の学習論—」（『年報』第63集）は、日常性の再生産と学習との関連やその学習実践を組織する社会教育実践における教育的価値について論じた。

新藤浩伸「地域文化をめぐる社会教育研究の成果と課題」（『年報』第63集）では、文化の視点から社会教育と地域のかかわりについて、これまでの芸術文化活動や文化政策・文化行政を整理しながらその蓄積を確認した上で、今後の研究課題を明らかにした。

松田武雄編著『社会教育と福祉と地域づくりをつなぐ日本・アジア・欧米の社会教育職員と地域リーダー』（大学教育出版）では、社会教育と福祉が融合・統合して実践されることで豊かな地域づくりが可能となることを社会教育職員と地域リーダーに着目して明らかにした。

辻智子「暮らしのなかに生きる学び」（『月刊』4月号）は、具体的な実践現場に即した視点から、生活や地域の課題解決へと向かう共同的な探求の

過程を実現しうる基本的な条件とそれにかかわる3つの論点を提起している。

次に現代社会における課題と社会教育の関連を深める研究が見られた。

教育福祉と関連した研究として、辻浩「教育福祉から考える社会教育の視点」(『月刊』8月号)は、小川利夫による教育福祉への注目に触れたうえで、子どもの貧困や若者の社会的排除といった現代的課題に社会教育はどのようにかかわることができるのかを教育福祉の観点から検討している。

遠藤由美「教育福祉に関する覚書」(『名古屋造形大学紀要』第25号)は、小川利夫が提唱した「教育福祉」概念に関連する議論をふまえ、「教育福祉」の今日的な課題、とくに社会的養護との関連について明らかにした。

持続可能な社会に関連する研究の深まりも見られた。

豊田千代子「持続可能な社会と生涯学習」(『駒澤大学教育学研究論集』第35号)は、イギリスのシューマッハー・カレッジを取り上げ、社会に持続性をもたらす教育や学びのあり方やそれを踏まえた生涯教育・生涯学習について明らかにした。

SDGsと関連した研究としては、朝岡幸彦・笹川孝一・日置光久編著『持続可能な社会のための環境教育シリーズ〔8〕湿地教育・海洋教育』(筑波書房)や降旗信一「SDGs時代の環境思想・環境教育を問う」(『環境思想・教育研究』第12号)が挙げられる。

また、マイノリティや差別など人権問題と関わる研究にも深まりが見られた。

性的マイノリティに関して、富永貴公「生=痛みを分有するためのわたしたちの生涯学習社会に向けて」(『現代思想』7月号)は、ノンフォーマルな教育の場で展開される性と生に関わる学習が持つ力について論じている。

また、阿久澤麻理子「社会的合意を継承する教育・啓発、そして法の必要性：『全国部落調査』事件裁判への意見書を中心に」(『部落解放』9月号)では、オンライン上における「部落の地名リ

スト」拡散の加害性について言及し、現状に抗するべく法による人権擁護の筋道の強化を課題として提起している。

今期の理論研究の特徴として、不安定化する社会の中で諸個人が協働しながら主体的に生活を創っていく可能性と社会教育の関連について議論を深める論考が多く見られた。

(内田弘・趙文翊・長谷川実)

2. 歴史研究

歴史分野の動向について、日常生活に根付いている学習・教育の実践及び指導者を研究対象とされているものが見られた。

まず地域づくりや指導者論と関わって、戦後日本の地域で展開した社会教育実践の展開、青少年の学習実践や集団活動の動向を辿った研究が挙げられる。農中至「産業再編下における地域社会教育の展開と地域づくりの課題：高度成長期の九州炭鉱地帯・筑豊の事例から」(『年報』第63集)は、高度成長期の筑豊炭田地帯を事例に、産業構造の再編化における社会教育の展開と地域づくりの課題について検討をくわえている。益川浩一「岐阜県における青年団の再編・組織化と衰退：戦後初期から昭和40年代までの青年団」(『地域志向学研究』第3巻)では、戦後の青年団の再編、組織化の動向を踏まえ、地縁型青年団の課題を指摘する。

また圓入智仁「後藤新平の少年団教育思想」(『社会教育学研究』第55巻)では、指導者の思想の形成過程に焦点が当てられている。このように社会教育実践や青少年団における学習過程をはじめ、学習支援過程及び指導者の思想形成の変遷が明らかにされている。

また生活、文化の領域において、対象及び主体に対する認識や位置づけを再検討する動きが捉えられている。坂内夏子『近代社会教育における権田保之助研究：娯楽論を中心として』(大空出版)では、権田保之助の娯楽論を「社会教育」の観点から読み直し、「民衆主体」の生活創造としての娯楽の価値を取り上げる。また久井英輔『近代日本の生活改善運動と〈中流〉の変容：社会教育の

対象/主体への認識をめぐる歴史的考察』(学文社)では、大正・昭和初期の生活改善運動に関わるメディアに注目して、同時代の都市新中間層の実状あるいは〈中流〉をめぐる認識の変容との関連を明らかにした。そして、これらの研究は共通して、民衆生活の実態に即して、既存の概念、認識を改めて問い直しながら、現代社会教育の方向性について言及している。

そして福祉と教育の領域にかかわって、住民や高齢者を対象とした学習の組織化の展開を捉える研究も行われている。大村隆志「社会事業的社會教育の実践構造に関する史的考察：金沢市方面委員の活動と学習を事例として」(『紀要』第55巻)では、大正期に設立された方面委員制度に焦点を当て、金沢市方面委員の活動と学習を事例に「社会事業的社會教育」の実践構造を歴史的に考察している。久保田治助『日本における高齢者教育の構造と変遷』(風間書房)は、戦後日本における高齢者教育の変遷を社会状況と高齢者像をもとに考察し、その構造と展開を学習理念・内容を中心に分析している。

歴史分野では、全体を通して、今後の地域社会が経験し得る変化を見据え、実践や認識が形成されるプロセスを綿密に辿ることで、学習の構造・組織化・展開過程の歴史的考察が行われていた。

(木下卓弥・長谷川実)

3. 社会教育行政に関する研究

(1) 制度・政策

2019年、社会教育法(以下社教法)は制定70年を迎えた。これを受け、制度・政策研究の分野では、70年の歴史を振り返ることを通して、これからの制度・政策の課題を明らかにする研究や、改めて社会教育固有の役割を問い直す研究が見られた。姉崎洋一「社会教育法70年の歴史から何を学び、何を活かすのか」(『月刊』6月号)は、社会教育法制定変容を6つの時期に区分し、社会教育法の歴史的意味を整理し、生涯学習政策局が廃止され社会教育が首長部局へ移管されるという「転換期」を迎えた今日の社会教育が直面する課題を

明らかにしている。

上田幸夫「中央教育審議会答申『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』」(『月刊』4月号)は、同答申について検討し、現代に求められる社会教育固有の役割について言及している

上野景三「日本の社会教育法制定70年：その思想的系譜に関するノート」(『東アジア社会教育研究』第24号)は、社会教育法制定70年を迎えるにあたって、社会教育法の持つ意味を多様な角度から検討し、社会教育法制定過程で残された2つの課題から論点を提起している。

また、法改正後の社会教育行政の役割について言及した研究も見られる。田中雅文「コミュニティ政策と社会教育との関係」(『年報』第63集)は、東京都武蔵野市の社会教育行政を事例に、コミュニティ政策が社会教育行政の位置づけを弱めたものの、社会教育行政が市民の学習の促進を通じて、コミュニティづくりに社会教育の機能を埋め込むことの重要性を示した。

さらに、障害者の学習活動を支える制度・政策研究への深まりも見られる。津田英二「障害者の生涯学習推進政策の概念的枠組みと未来社会に関する素描」(『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第12巻)は、共生社会の実現を目指すにあたり、これまで政治主体、国家の形成主体としての優先順位が低かった障害者をこそその実現主体として位置付けるとし、4つの論点を示した。

(2) 社会教育施設・職員

①社会教育施設

2019年に「第9次地方分権一括法」が成立(5月31日成立、6月7日公布)したことにより、公民館・図書館・博物館などの公立社会教育施設を首長部局に移管することが可能となった。よって、社会教育施設の分野では、法改正により岐路に立たされた社会教育施設の現代的役割を模索する研究が見られた。

まず、公民館については、上記の問題を危惧す

ることと併せて、公民館の原理を再認識する視座や新たな視点からの研究が見られた。

長澤成次著『公民館はだれのものⅡ－住民の生涯にわたる学習権保障を求めて』（自治体研究社）は、内閣府主導で進められた法改正の矛盾と問題をつき、社会教育法体制が大きく改変されたことに重大な疑問を投げかけつつ、この背景に「自治体戦略2040構想」があると指摘した。

さらに長澤は、『月刊』の連載である「権利としての社会教育の創造」において第9次地方分権一括法を取り上げ、ダイジェストに問題提起をしている（『公立社会教育施設の首長移管問題』『月刊』4月号、「人権としての教育権・学習権を保障する社会教育法制の根幹をゆるがす改正案』『月刊』5月号）。

一方、上田幸夫は「『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』を読む」（『月刊』4月号）において、長澤と同様に同答申の問題点と矛盾を掲げ、批判的に論じている。

牧野篤『公民館をどう実践してゆくのか』（東京大学出版会）は、今の日本社会は天国の条件を備えているにも関わらず、天国で行われているような純粋贈与ができないと論じ、「地獄」からの脱却を実現する手段として、顔の見えるく小さな社会を無数につくることが構想され、公民館での学びがそれに寄与する可能性が示唆されている。

上田孝典「地域づくりにおける公民館の役割—つくば市における乳幼児家庭教育学級の取り組みを事例に」（『年報』第63集）では、つくば市の公民館で開設されている「乳幼児家庭教育学級」の長年の実践事例を捉え、「相互保育」を通じ、子育てのみならず親同士のつながりやネットワーク、学習活動の拡がりや地域とのつながりなど、公民館が「実際生活に即する」課題と向き合う学習機会を通じて、地域づくりに果たす役割を提起した。

矢久保学「自治体としての社会教育・体制づくりの展開—住民の暮らしに添い、育んできた松本市公民館の70年—」（『東アジア社会教育研究』第

24号）では、日本の公民館史の中でも一つの典型的な歩みと実践を創り出してきた松本市の公民館の50年史以降の20年について総括的に論じ、実践から創り出された公民館理論を提起している。

住民主体を基にした福祉や地域政策など他行政との縦割りではない連携による公民館＋福祉のひろばから、さらに発展させた地域課題に取り組む仕組みとして「地域づくりシステム」を紹介し、公民館の機能と新たな可能性を提起している。

また、津田英二「公民館は障害者の学びに貢献してきたか」（『月刊公民館』10月号）は、これまで障害者が公民館での学びから排除されてきた現実を受け止め、障害者を含めた住民の学びに寄与する場としての公民館を構想している。ここでは、単に障害者に公民館での学びの機会を提供する必要性を言及するにとどまらず、障害者の生涯学習支援への着手が、公民館全体の活性化につながることへの展望が示されている。

さらに、地方分権一括法の改正に加え、2018年には「出入国管理及び難民認定法」が成立（12月8日）したことで、多文化多民族化が加速している。これを受け、本年は「多文化社会」というキーワードに強く焦点が当てられた。渡辺幸倫『多文化社会の社会教育—公民館・図書館・博物館』（明石書店）は、12人の著者により構成され、国内の公民館等のもとより、韓国・台湾・シンガポール等の東南アジアをはじめ、フィンランド・デンマーク・ニュージーランド等海外の事例を紹介しながら、社会教育で何ができるのか、社会教育機関として「安心の居場所」創出の役割と可能性を問題提起している。

次に博物館については平和博物館の機能とその役割について検討されている。井上力省「日本における平和博物館の機能とその展開—実態の類型化を手がかりに—」（『福祉社会研究』19号）は、これまでの日本の平和博物館に関する研究を整理し、類型化を試みることによって、平和博物館の全体的傾向を把握し、その機能を明らかにした。

②社会教育職員

社会教育職員の分野では、社教法改正に伴う2018年2月の通知「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令の施行について」を受け、2020年4月から新設される「社会教育士」の役割についての研究や、大学等における養成過程について言及した研究が見られる。倉持伸江「社会教育職員養成の変化と『社会教育士』」(『月刊』5月号)は、社会教育主事講習および養成制度改正の主なポイントとして整理し、今後NPOや学校現場を始め、多様な組織や立場の人々が「社会教育士」として活躍することへの期待が述べられている。

村田和子「和歌山大学における社会教育主事養成課程の取り組み：社会教育実習を中心に」(『社会教育職員研究』26号)は、教育学部で教育専門職とされる社会教育主事を養成する場合の教育の固有性も検討しつつ、体系だった養成課程のカリキュラムの充実を図る必要があることを示唆した。

出川真也「大学における『社会教育実習』の実践：学生、現場、教員・大学の影響関係を活かした社会教育の変革」(『月刊』5月号)では、主体的に学びを創り出し掴み取っていくプロセスが社会教育の核心であり、こうした自己主導の学びを、学生のみならず、さらに実習先や教員・研究室・大学にも波及させた「自己決定・相互変革型」の学びへ展開させていくことが重要であることを示した。

一方で、より広い視点で現代に求められる社会教育職員像について言及したものとしては、池上洋通「社会教育行政の本質と職員の生きがい」(『月刊』4月号)がある。池上は、憲法と地方自治の原点から社会教育の本質を個人の人格を形成(自己実現)する奉仕労働にとらえ、社教職員の生きがいを論じている。

また、平井康章は、『月刊』4月号において「社会教育の魅力・可能性と職務としての関わり方」で、自身の公民館等の社会教育現場経験で意識してきたことや社会教育の魅力に触れつつ、「社会教育士」への期待も述べている。

加えて、加藤良治「名古屋市の社会教育職員研

修—1980年代前半を中心に—」(『名古屋大学社会教育研究年報』第33号)は、1970年代後半における名古屋市の社会教育関係職員の公的研修機会の発展から、1980年代に社会教育職員自らが組織した自主研修の機会である「名古屋市社会教育関係職員協議会」の取り組みを紹介し、職員の力量形成と職員集団の組織化の契機を創り出すものとして、社会教育職員の研修のあり様を論じている。(若杉鉄夫・平子裕・澁江孟)

4. 実践研究

地域のつながりの希薄化、孤立化が問題となる中で、「包摂的」、「包括的」な地域をつくるためマイノリティ・社会的弱者・排除された人々の参加が重要なテーマとなっている。以下(1)具体的な対象・主体を設定している実践研究、(2)地域における協働・連携に着目した研究に分けて整理する。

(1) 対象・主体別

①子ども・若者

『社会教育』編集部による『社会的セーフティネットの構築—アメリカ・フランス・イギリス・日本—』(日本青年館)は「社会的セーフティネット」をどのように構築していくかが今後10~20年の地域社会の最重要課題の一つであるとし、次世代を地域で育むこと(次世代支援)に関して、国内10の実践事例及び諸外国の知見から今後の社会の在り方を模索し、地域課題解決型の社会教育へ向けたヒントを提供している。

また、今期は特に「子ども・若者」と「居場所」をキーワードとした研究が多く見られた。

荻野亮吾の「認定NPO法人カタリバが運営するアダチベースの取り組み」(『社会教育』5月号)で、足立区における子どもの貧困対策としての「居場所を兼ねた学習支援」事業を、滝口克典は「若者たちにさまざまな居場所を」(『都市問題』第110巻)や「区切らない、という支援実践」(『教育』9月号)で、山形県のNPO法人プラットフォーム(以下ぶらほ)の実践を紹介している。その

「ぶらほ」のテーマ・コミュニティの一つとして生まれた労働NPOの実践を論じた「非正規労働の若者たちは何を求めているか？」(『社会文化研究』第21号)は、「アイデンティティを毀損され、曖昧な自己を生きる彼／彼女らにアプローチするには、その曖昧さのままコミュニケーションを開始することができる『居場所(づくり)』が有効である」と確認している。

阿比留久美「子どもの『居場所』の変遷—『過剰居場所化』と『大人によってつくられる居場所』への変化—」(『子どもの文化』7月号)は、地域に多様な「居場所」が必要であるという課題が共有され取り組みが広がっているが、子ども自身が創造する「居場所」から「(大人によって)つくられる居場所」へと変化しているという側面があると指摘している。

ひきこもり経験者として「ひきこもりUX会議」を立ち上げ「ひきこもりUX女子会」を開催する林恭子は、活動の動機を「私たちはいつも、支援者とか専門家、有識者という人たちに、分析されて語られていた」ことに対する違和感を語り、ひきこもり支援が就労支援になっていることを批判している。(『ひとりではない』と感じられる居場所』『くらしと教育をつなぐWe』219号)

(本間康子)

②成人・高齢者

特徴として学齢期を終えた人々の学びの場の必要性の高まりが確認できる。益川浩一「地域における高齢者組織の結成と社会教育における高齢者教育の生成・展開過程に関する考察：岐阜県内の動向に焦点化して」では、高齢化が進んでいる中、高齢者組織を結成し、高齢者が社会に積極的にコミットし、力を発揮し社会を支える一員としての可能性について論じている(『中部教育学会紀要』第19号)。

奥村旅人「リカレント教育の『場』における教育目的の変遷：京都市『ラポール学園』を事例として」(『地域連携教育研究』第4巻)では、「労働者」を対象とした教育／学習活動を展開している

京都勤労者学園(通称ラポール学園)を取り上げ、その教育目的の変遷を検討することを通して、「労働者」をめぐる教育／学習活動がどのように変化してきたのかを明らかにしている。(春原昭弘)

③障がい者

障がい者を対象とした実践研究では、2020年のパラリンピック東京大会開催が近づいたこともあり、障害者スポーツの現状と課題についての研究が多く報告されている。尾崎正峰「障害のあるなしを越えたスポーツの享受のために」(『月刊』3月号)は、地域の公共スポーツ施設整備が歴史的に不十分かつ後退していること、様々な障害に対応した設備や器具を備えていない施設も多いことから、障害のある人々の日常のスポーツは厳しい環境にあるとし、障害者スポーツを支える社会に関する理解を深めていく学習の必要性を述べている。

また、安倍大輔「障害者スポーツの現状と課題：障害者のスポーツ権の実現に向けて」(『障害者問題研究』第47巻3号)は、施設の多面的な充実を図ることや障害者のスポーツ権の重要性を論じながら、ヨーロッパにおける障害者のスポーツ・フォー・オールの内容や成果を十分に検討する必要性を示した。

さらに、『月刊』では2018年4月号からシリーズ「障害者青年学級のいま」を連載しており、各地で障害者の学校卒業後の学びの場として発展してきた障害者青年学級の実践が整理されている。

その他、島本優子「線引きと痛み：障害をめぐる社会の領域と個の領域」(『教育』9月号)では、健常者と障害者の境界線を曖昧にしていく実践として「コーヒーハウス」が取り上げられており、そこでの居場所や文化・学習活動が、お互いの生存のための場になっていることを明らかにした。

また、岩下雅子「学校図書館におけるインクルーシブ教育の実現に向けて：鹿児島市の現状と課題」(『志学館大学教職センター紀要』第4号)では、学校図書館側の合理的配慮への意識が低く、何らかの障害を持つ児童生徒の図書館利用が少な

い原因となっていることを明らかにし、環境整備も含めて今後の課題と展望を教職員や保護者、地域住民と話し合い、長期計画を立てて検討する必要があることを指摘した。(澁江孟)

④ジェンダー

飯島絵理「『女性活躍推進』と『男女共同参画の推進』」(『地方自治職員研修』12月号)は、各府省や自治体における重要な政策としての「女性活躍推進」と従来から取り組んできた「男女共同参画推進」の成り立ちや目的の相違点について、前者は経済・産業分野が取組の中心であることに對し、後者は「性別による格差や人権の侵害を問う姿勢が基底」になることを指摘し、女性活躍を推進するには、男女共同参画の推進が不可欠であり、取組の基盤であることを示した。

渡辺美穂「国立女性教育会館の取組に見るジェンダー統計と男女共同参画の推進」(『労働調査』7月号)はジェンダー統計に着目して、独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)が全国の女性教育・男女共同参画推進のリーダーに対する研修及び男女共同参画に資する調査研究、情報収集・提供の充実を重要な役割を果たしていることを明示した。(李錦)

(2) 地域における多様な協働・連携

①地域づくり

地方創生が課題となる中、地域における協働が進んでいる。内田純一「高知県における地域社会教育の展望」(『年報』第63集)では、地方創生政策の一環として設置された高知県の「集落活動センター」に着目し、この拠点での営みが地域の学習基盤の再生になり得るのか、その視点と方法の検討を行った。丹間康仁「学校統廃合を契機とした地域づくりの展開」(『年報』第63集)では、島根県内の地域を対象に、学校統廃合の実施前後における地域行事や地域活動の動きを、地域公民館の関わりに注目しながら明らかにしている。

また、学会のプロジェクトを報告したものとして、日本社会教育学会編『東日本大震災と社会教

育』(東洋館出版社)が刊行された。東日本大震災から8年、「人間的復興」を目指す被災住民や支援者の実践活動を社会教育研究の見地から見つめ、そこから得られた学びや今後の課題が報告されている。

地域におけるネットワーク形成や支援組織形成を考察したものもいくつか挙げられる。井上豊久「生涯学習の観点からみたA中間支援組織」(『人文学部紀要』第39号)は、①時代や社会、そして一生涯を見据えた時間的統合の視点、②家庭、学校地域や市民団体等の連携・協働・ネットワーキングの空間的統合の視点から中間支援組織及び協働の在り方を考察した。吉岡亜希子「父親の子育てネットワーク活動の成立条件と類型化」(『北海道文教大学論集』第20号)は、「おやじの会」をベースに父親の子育てネットワーク活動を行っている7つの市民団体を家庭教育を支える学習組織と捉え、成立条件・展開過程、学習内容の分析を通して類型化を行うことで、市民団体と行政の協働モデルの構築に向けた新たな視点を提示した。

また、蜂屋大八「内発的発展を興すひとびと：地域社会内の関係性に着目して」(『日本の科学者』9月号)は、鶴見和子が提唱した内発的発展論に基づき、地域社会の変革を興すひとびとの行動と地域社会との関係性について述べている。地域と社会の内発性を蓄積してきた各地域にいるキーパーソンを「萃点」として捉え、そこに交わる必然(因)と偶然(縁)の意味を解釈し、内発的発展の視点にはパラダイム転換の可能性があることを指摘した。

大学と地域の連携に関しては、山本珠美「文化財建造物の活用：香川大学と教育委員会との連携事業」(『香川大学地域連携・生涯学習センター研究報告』第24号)がある。香川県内文化財建造物の活用に関わって平成27年度から平成30年度まで4年間行われた、香川大学生涯学習教育研究センターと県内自治体教育委員会事務局文化財部門との連携事業を実践事例としている。地域住民が地域の資源について評価することや、地域の歴史を再確認できることを通じて、地域住民自ら看板

を設置するなどの主体形成、地域に対する「誇り」、「愛着」の醸成などの効果があることを明らかにした。(大津恵実・李錦)

②学校連携

地域と学校の連携に関する研究は、新学習指導要領が実施される前年ということもあり、コミュニティスクール（以下、CS）といった学校を核とした取り組みが多くみられた。

学校を核とした地域づくりに関する研究としては、柴田彩千子『「学校を核とした地域づくり」と社会教育の関係性における検討』（『年報』第63集）や荒井文昭「教育実践の自主性を支える民主主義のかたち」（『民主教育研究所年報』第19号）が挙げられる。柴田は、八王子市、国分寺、小金井市の実践を事例に、子どもと大人の学びあう地域づくりへと発展するには、多様な住民による議論の場づくり、それをサポートする学習支援者の存在が求められることを明らかにした。また、荒井は、子どもを含む地域住民が、主権者として教育機関の管理運営に参加していける、より直接的な民主主義による運営組織をつくっていく必要性を指摘した。

学校と社会教育の連携・協働としてのCSの実践に着目した研究としては、岡田龍樹「奈良県における地域と学校の連携・コミュニティスクール」（『月刊』7月号）や朝岡幸彦「学校と社会教育の連携・協働政策としてのコミュニティ・スクール：飯田市の事例」（『民主教育研究所年報』第19号）が挙げられる。岡田は奈良市、朝岡は飯田市を事例に、家庭・地域との連携・協働的取り組みを展開した実践を紹介している。

また、地域と学校の協働をツールとしたCS運営に関する研究では、志々田まなみ「地域学校協働活動をツールとした3つのプロジェクト：地域の課題解決学習と、新たな時代の教育開発と、コミュニティスクール運営と」（『社会教育』4月号）を挙げることができる。地域社会の中にあるすでに存在する教育的資源（ヒト・コト・モノ）に改めて着目し、それらを結んだネットワークで、子

どもたちの知・徳・体の成長を総合的に担い合う教育戦略へと切り替えていくツールとして、地域学校協働活動が鍵を握ることを明らかにした。

CSの現状と課題についての研究では、佐藤晴雄「地域とともにある学校：コミュニティ・スクールの現状と課題」（『月刊プリンシパル』第11号）や大橋保明「義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの導入状況：へき地・小規模CS義務教育学校に着目して」（『関西教育学会年報』第43号）が挙げられる。佐藤は、CSが年々増えており、成果として地域との情報共有、地域人材の活用、学校の活性化などが挙げられた一方で、課題として予算の不足、人材の確保の困難さ、教職員の多忙化などが指摘されている。また、大橋はへき地等におけるごく小規模CS義務教育学校の現状として、公立義務教育学校に比してCS義務教育学校の学校規模が小さいことを明らかにした。(澁江孟)

5. 国際・多文化共生研究

政治情勢が変動している東アジア各国や地域における社会教育・生涯学習の政策と実践について、『東アジア社会教育研究』第24号（東京・沖縄・東アジア社会教育研究会）には、上田孝典「中国の生涯学習・この1年：2018-2019年」、肥後耕生・瀬川理恵・呉世蓮・金亨善・松尾有美「韓国の平生学習・この1年 2018～2019年」、林忠賢「台湾の生涯学習・この1年：2018-2019年：学習型都市から地方創生へ」などの論文が掲載された。国際的な視野を持ちつつ、政府・民間企業・非政府組織等の連携、高齢者学習、新たなテクノロジーの活用を推進する社会教育・生涯学習の政策と実践は東アジア共通の傾向といえよう。

同第24号では、「社会教育法70年と東アジア生涯学習法制」の特集が組まれた。各国や地域において社会教育・生涯学習関係法規がどのような特徴をもち、どのように変遷を遂げてきたのかについて考察を行った論文は、山口香苗「台湾 社会教育・生涯学習法制の変遷と特徴：社会教育法制定から65年」などが挙げられる。

また、同24号の「東アジア生涯学習研究フォーラム2018・公州」の特集では、小林文人「私たちはともに歩んでいる：総括にかえて」が、社会教育・生涯学習の分野で日本・中国や日本・韓国の交流・集いが動き始めてから30年の歩みを振り返りながら、今後の新たな道を提示している。

そのほか、香港における生涯学習の仕組みについては、肖蘭「香港の成人教育と生涯学習：返還前後の変化に注目して」（同上）がある。同論文は、1997年の香港返還前後の社会変化に着目し、1950年代からの成人教育の変容、特に香港特別行政区になった後の生涯学習を軸にした教育改革に焦点を当てて考察を行った。

一方、東アジア以外の国々を対象にした多様な研究では、第一に、歴史的研究の進展が見られた。松田弥花「1900-1930年代のスウェーデンにおけるSocial Pedagogy論議：『教師マガジン』と『子どもと若者：北欧SP雑誌』を中心に」（『高知大学教育学部研究報告』第79号）は、スウェーデンにおいてSocial Pedagogy（SP）という用語が使われ始めたと思われる1900年代から、福祉国家体制が急激に整備されるまでの1930年代初期に焦点を当て、当時のSPの全体像と歴史的意義に関する考察からSPという概念の独自性が見えてくる。

中嶋佐恵子「イタリアにおける民衆教育・成人教育・生涯教育概念の受容と展開」（『教職課程研究』第29号）は、民衆教育、成人教育、生涯教育の用語と概念がイタリアの実践をめぐりぬけることにより帯びることになった特徴を抽出し、跡づけた。

関直規「イギリス成人教育における地域人材の確保と講師の質向上に関する一考察—ロンドン・カウンティ・カウンシルの「講師パネル」制度を中心に—」（『東洋大学大学院紀要』第55号）は、20世紀前半のイギリス成人教育における地域人材の確保と講師の質向上の歴史的展開を「講師パネル」制度に焦点を当てつつ検討した。

五島敦子「戦間期アメリカにおける現職教員の教育機会：大学拡張事業の役割に注目して」（『南山大学教職センター紀要』第4号）は、戦間期の

アメリカにおける大学拡張事業がどのように現職教員の教育機会の拡大に果たしたか、その意義を明らかにした。

第二に、実践に関しては、若者支援に着目した研究の進展が見られた。

両角達平「EU若者政策にみるユースワークの基盤形成過程の変容：欧州ユースワーク大会宣言の比較研究」（『生活科学研究』第41号）は、ヨーロッパにおいて、社会的排除層として浮上した若年層を包摂する政策であるユースワークの基盤形成過程の変遷を、欧州ユースワーク大会宣言を手掛かりに論じた。

渡辺かよ子「米国の青少年向けメンタリング運動の動向：MENTORによる三つの報告書（2014～2018）の検討から」（『愛知淑徳大学論集』第44号）は、1990年代以降、「不利益を被っている青少年の生活の向上に向けた、アメリカの唯一の最も大々的に語られ、記された、広範な人気を博している社会的介入」として知られてきたメンタリング運動の最新の動向と課題を明らかにし、日本の青少年問題に多くの示唆を与えている。

第三に、多文化共生に関しては、先住民族や移民に焦点を当てる研究の進展が見られた。

前田耕司『オーストラリア先住民族の主体形成と大学開放』（明石書店）が刊行されている。同書はオーストラリアの先住民族アボリジニに焦点を合わせて、先住民族の「教育権」を国際的に求めた「先住民族の権利に関する国際連合宣言」という国連システムを考察の規範的枠組みにして、アボリジニの主体形成を意図した能力開発・専門職養成の教育システムの構築の方法に注目して実証的な解明を行った。オーストラリアにおける先住民族への大学開放の意義と組織化のメカニズムから日本のアイヌ民族支援の高等教育の仕組みの構築にどのような示唆が得られるかも検討してきた。

移民支援に関する論考としては、次の研究をあげておきたい。大谷杏「移民の学習を支えるフィンランド公立図書館のランゲージ・カフェ」（『日本国際教育学会紀要』第24号）は、フィンランド

の首都圏にある公立図書館のランゲージ・カフェを考察し、移民や難民が急増している中で、公立図書館を彼らの学習を支える場として生かすランゲージ・カフェの特徴と意義を検討した。

山本須美子が編著した『ヨーロッパにおける移民第二世代の学校適応—スーパー・ダイバーシティへの教育人類学的アプローチ』（明石書店）では、ヨーロッパ移民第二世代の学校適応をめぐる諸国の実態と取り組みに対して、教育現場だけでなく、子どもの親やエスニック・コミュニティ、地域コミュニティ、アソシエーションを対象とした調査

を行い、教育人類学的アプローチから外国人の子どもや彼らの親への教育支援に示唆を提示した。

また、『「共生」を求めて：在日とともに歩んだ半世紀』（解放出版社）では、中村一成が田中宏氏へのロングインタビューを通し、1960年代以降様々な差別に対して声をあげ、立ち上がった在日朝鮮人、在日韓国人の権利闘争の軌跡を振り返り、「共に生きる社会」への希求を語った。

（蔡越先・劉錦）